

第3回 高瀬川流域治水協議会

日 時：令和3年2月17日（水）13：30～15：00

場 所：WEB会議

議 事 次 第

1. 挨拶

2. 議事

(1) 高瀬川流域治水協議会規約改定

(2) 高瀬川水系流域治水プロジェクト（案）について

※質疑応答・意見交換

(3) 流域治水宣言（案）について

3. その他

【配付資料】

資料－1 「次第」、「出席者名簿」、「協議会設立趣旨」、「高瀬川流域治水協議会 規約」

資料－2 高瀬川流域治水協議会 規約 改定案

資料－3 高瀬川水系流域治水プロジェクト（案）

資料－4 高瀬川流域治水宣言（案）

参考資料 流域治水関係施策リスト案

第3回 高瀬川流域治水協議会

出席者名簿

	氏 名	備 考
十和田市長	欠席	
三沢市長	欠席	
七戸町長	小又 勉	
六戸町長	下田 正幸	副町長（代理出席）
東北町長	蛭名 鈺治	
六ヶ所村長	戸田 衛	
青森県 県土整備部長	宮本 健也	理事（代理出席）
青森県 危機管理局長	急遽欠席	副参事(防災企画GM)（代理出席）
青森県 農林水産部長	石澤 雅史	次長（代理出席）
気象庁 青森地方気象台長	小野寺 優	
東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所長	堀之内 敏郎	次長（代理出席）
林野庁 東北森林管理局 三八上北森林管理署長	村上 健児	次長（代理出席）
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 東北北海道整備局長	菅原 教夫	青森水源林整備事務所長（代理出席）
国土交通省 東北地方整備局 高瀬川河川事務所長	奥山 吉徳	

高瀬川流域治水協議会

設立趣旨

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

高瀬川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「高瀬川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、高瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系川高瀬川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求める事ができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 高瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、高瀬川河川事務所及び青森県が共同で行う。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第11条 本規約は、令和2年9月18日から施行する。
令和2年11月20日改定

高瀬川流域治水協議会委員

- (委員) 十和田市長
三沢市長
七戸町長
六戸町長
東北町長
六ヶ所村長
青森県 県土整備部長
青森県 危機管理局長
青森県 農林水産部長
青森地方気象台長
東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所長
国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所 調査課
青森県 県土整備部 河川砂防課

高瀬川流域治水協議会幹事会委員

(委員)	十和田市	総務課防災危機管理室長
	十和田市	農林畜産課長
	十和田市	土木課長
	十和田市	都市整備建築課長
	十和田市	下水道課長
	三沢市	防災管理課長
	三沢市	農政課長
	三沢市	土木課長
	三沢市	都市整備課長
	三沢市	建築住宅課長
	三沢市	下水道課長
	七戸町	総務課長
	七戸町	農林課長
	七戸町	建設課長
	七戸町	企画調整課長
	七戸町	上下水道課長
	六戸町	総務課長
	六戸町	産業課長

六戸町 建設下水道課長

東北町 総務課長

東北町 農林水産課長

東北町 建設課長

東北町 企画課長

東北町 下水道課長

六ヶ所村 原子力対策課長

六ヶ所村 農林水産課長

六ヶ所村 建設課長

六ヶ所村 政策推進課長

六ヶ所村 上下水道課長

青森県 県土整備部 河川砂防課 企画・防災グループGM

青森県 危機管理局 防災危機管理課 防災企画グループGM

青森県 農林水産部 農村整備課 計画審査グループGM

青森地方气象台 観測予報管理官

東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所 企画課長

国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所 副所長

(事務局) 国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所 調査課
青森県 県土整備部 河川砂防課